

(外国為替法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 外国為替法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十六年文部科学省、厚生労働省、農林水産省、令第二号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第七條 削除</p>	<p>第七條 (申請等において氏名又は名称を明らかにする措置) 別表中欄に掲げる法令の同表下欄に掲げる規定に基づく申請等において記載すべき事項とされた署名等に代わるものであって、情報通信技術活用法第六条第四項に規定する主務省令で定めるものは、第四条第二項の規定により通知された識別符号及び暗証符号を日本銀行の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から入力することをいう。</p>

附 則

第一条 この命令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この命令の施行の際現に存する第一条の規定による改正前の対内直接投資等に関する命令別紙様式第一から第十二まで及び別紙様式第十六から第二十二の三までによる用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

省 令

○総務省令第九十九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十月三十日

総務大臣 武田 良太

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令

(無線設備規則の一部改正)

第一条 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(特定小電力無線局の無線設備) 第四十九條の十四 特定小電力無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。 「一、六 略」 七 九二〇・五MHz以上九二八・一MHz以下の周波数の電波を使用するもの（前号に規定するものを除く。） 「イ・ロ 略」</p>	<p>(特定小電力無線局の無線設備) 第四十九條の十四 「同上」 「一、六 同上」 七 「同上」 「イ・ロ 同上」</p>